

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者住所 高知県高知市鏡今井155-4

氏名 車屋かまくら

代表 鎌倉 雅雄

電話番号 088-896-2826

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成28年5月25日 2廃対第 24613 号				
変更事項		変更前		変更後		
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		変更なし	
		住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号		変更なし	
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		変更なし	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃オイル		廃オイル	
		種類	廃油		廃油	
		性状	廃油	液状	廃油	液状
			1年当たりの最大搬入量	廃油	4t/年	廃油
	排出事業場	名称	車屋かまくら		車屋かまくら	
		所在地	高知県吾川郡いの町枝川 2253-1		高知県高知市鏡今井 155-4	
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	廃油	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	廃油	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸		変更なし		
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号		変更なし		

県内搬入計画の変更の内容	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	当初協議のとおり	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	廃油：タンク車・キャブオーバー車・清掃車で運搬する。タンクは密閉式の為、飛散の恐れはない。キャブオーバー車・清掃車は、密閉式容器（蓋付オープンドラム含む。）を使用し、適宜にシート・ロープを使用する。	
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由	住所の変更		
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

車屋かまくら

〒781-3104 高知県高知市鏡今井 155-4

・  
県道 6 号 から いの町 枝川 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る  
15 分 (8.8 km)

東に進んで県道 33 号に向かう

・  
140 m

斜め右方向に曲がり県道 33 号に入る

・  
550 m

左折して県道 6 号に入る

・  
55 m

右折してそのまま 県道 6 号 を進む

・  
4.4 km

右折する

・  
2.2 km

左折して 高知西バイパス/国道 33 号 に向かう

・  
23 m

右折して高知西バイパス/国道 33 号に入る

・  
280 m

左折して 高知自動車道 のランプに入る

有料区間

700 m

分岐を左方向へ進み 高松/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

400 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

1 時間 8 分 (89.2 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

9.9 km

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

55.0 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に

従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む

17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻（交差点）で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る（琴平 の表  
示）

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鉱業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所 徳島県三好郡東みよし町加茂5384番地1  
 氏名 伊原自動車  
 伊原佳二  
 電話番号 0883-82-2519



県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号		平成24年10月9日 24廃対第35565号			
変 更 事 項		変 更 前		変 更 後	
循環 事業 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山 茂幸		変更なし	
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号		変更なし	
	事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7		変更なし	
規則第2条第2項又は 第6条第2項の規定に よる循環事業者の協議 の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内 搬入 計画 の変 更の 内容	一般的名称	廃エレメント、ドラム缶		廃オイル	廃エレメント、 ドラム缶
	種 類	金属くず		廃油	金属くず
	性 状	固形状		液状	固形状
	1年当たりの最大 搬入量	0.452t/年		4.5t/年	2.26t/年
	排 出 事業場	名 称	伊原自動車		変更なし
所 在 地		徳島県三好郡東みよし町加茂5384番地1		変更なし	
当該排出 事業場に 係る事業 及び排出 工程の概 要		持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。		持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	廃油の排出量の増加。 金属くずの追加。		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。



(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住所 高知県安芸市穴内乙 688-2  
 氏名 有限会社小松自動車工業所  
 代表取締役 小松進  
 電話番号 0883-82-2519

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成28年7月20日 28 廃対第24613-2号		
変更事項		変更前	変更後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山 茂幸	変更なし	
	住所又は所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号	変更なし	
	事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町上麻字原乙333番7	変更なし	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	廃オイル	廃オイル	廃エレメント、ドラム缶
	種類	廃油	廃油	金属くず
	性状	液状	液状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	5t/年	2.7t/年	1.13t/年
	排出事業場	名称	有限会社小松自動車工業所	有限会社小松自動車整備工場
所在地		高知県安芸市穴内乙 688-2	変更なし	
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、オイル交換、エレメント交換作業によって排出される。	持ち込まれた自動車の点検作業の際に、エレメント交換作業によって排出される。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	廃油の排出量の減少。 金属くずの追加。		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

有限会社 小松自動車整備工場

〒784-0032 高知県安芸市穴内688-2

西方向に土佐東街道/国道55号を進んで県道501号に向かう

11分 (8.8 km)

香南市 野市町東野 の 国道55号 まで 南国安芸道路/高知東部自動車道 を進む

9分 (8.9 km)

芸西西 IC を右折して 南国安芸道路/高知東部自動車道 に入る (高知 の表示)

6.3 km

南国安芸道路/高知東部自動車道 を直進する

2.6 km

南国市 領石 の 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

21分 (13.5 km)

香南のいち IC を右折して 国道55号 に入る (高知/南国/高知龍馬空港 の表示)

4.9 km

右折する (領石 の表示)

850 m

直進する (国道32号/領石 の表示)

2.5 km

右車線を進む

3.0 km

左折する

260 m

左折する

500 m

右折して高知東道路/国道 32 号に入る (10/南国 IC/高松 の表示)

350 m

左車線を使用して 高知自動車道 方面のランプに進む

有料区間

550 m

分岐を右方向へ進み 高松/松山/徳島 の標識に従って 四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

600 m

三豊市 豊中町上高野 の 国道 11 号 まで 四国横断自動車道/高知自動車道 と 高松自動車道 を進み、さぬき豊中 IC で 高松自動車道 を出る

55 分 (71.6 km)

四国横断自動車道/高知自動車道 に入る

有料区間

47.3 km

川之江東 JCT で、左車線を使用して 瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松 方面の標識に従う

有料区間

800 m

四国横断自動車道/高知自動車道を進む

有料区間

1.7 km

川之江 JCT で、右車線を使用して 高松/瀬戸中央自動車道 方面 高松自動車道 の標識に従う

有料区間

20.6 km

さぬき豊中 IC 出口を 高瀬 方面の 国道 11 号 に向かって進む

有料区間

1.3 km

県道 24 号 と 県道 23 号 を 高瀬町上麻 の目的地まで進む  
17 分 (12.1 km)

右折して国道 11 号に入る (高瀬/三野 の表示)

700 m

右折して県道 226 号に入る (財田 の表示)

750 m

左折する

900 m

左折する

210 m

斜め右方向に曲がる

1.5 km

左折して県道 24 号に入る

4.0 km

高瀬町下麻 (交差点) で斜め右方向に曲がり 県道 219 号/県道 23 号 に入る (琴平 の表示)

そのまま 県道 23 号 を進む

3.5 km

右折する

650 m

喜楽鋳業(株) 四国エネルギー工房高瀬

〒767-0014 香川県三豊市高瀬町上麻 3 3 3-7